

旭川市教育委員会委員の任命について

旭川市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月14日提出

旭川市長 今 津 寛 介

坂 田 葉 子 旭川市●●●●●●●●

(説 明)

旭川市教育委員会委員滝山義之氏は、令和4年10月10日をもって任期満了となるため、その後任の委員を任命したいので、議会の同意を得ようとするものである。

旭川市公平委員会委員の選任について

旭川市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月14日提出

旭川市長 今 津 寛 介

米 田 和 正 旭川市●●●●●●

(説 明)

旭川市公平委員会委員米田和正氏は、令和4年10月10日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任したいので、議会の同意を得ようとするものである。

令和4年度旭川市一般会計補正予算について

令和4年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年9月30日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市教育委員会教育長の任命について

旭川市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年10月4日提出

旭川市長 今 津 寛 介

野 崎 幸 宏 旭川市●●●●●●●●

(説 明)

旭川市教育委員会教育長黒蕨真一氏は、令和4年9月24日をもって退職されたため、その後任の教育長を任命したいので、議会の同意を得ようとするものである。

令和4年度旭川市一般会計補正予算について

令和4年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年10月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年10月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 いじめ問題再調査委員会の委員	日額 12,000円	」を
「 いじめ問題再調査委員会の委員	日額 16,500円	」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

いじめ問題再調査委員会の委員の報酬額を改定するために、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年10月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例

旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（平成31年旭川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 2 特別の事項について調査審議させるため必要があるときは、再調査委員会に特別委員を置くことができる。

第19条第2項中「委員」を「委員及び特別委員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

第20条中「委員」を「委員及び特別委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

旭川市いじめ問題再調査委員会の組織等に係る規定を整備するために、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正しようとするものである。